

# 公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所との協議等議事録（要旨）

健康局健康づくり課

1 日 時 令和6年11月25日（月） 10時～12時

2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所

4 協議等の趣旨 2024年度 大阪市行政協力懇談会 要請事項

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他9人

（本 市）

福祉局 9人

危機管理室 1人

健康局 4人

6 議 事

（1） 大阪市がん検診について（項目番号1）

団体要望概要

- ・退職されて大阪市国民保健に加入された方など60歳以上の方へのがん検診の受診勧奨の取組について教えていただきたい。
- ・退職された方向けへのがん検診の受診勧奨について教えていただきたい。
- ・コロナ禍の影響により、令和2年度受診者数が減少し、令和3年度以降持ち直していると回答いただいたが、受診者数を増やすために、どのような取り組みを行っているのか教えていただきたい。
- ・職場で健診を受けていた方で退職を機に受けられなくなった方がいる。65歳を過ぎた方、任意継続が終わった70歳前後の方をターゲットとした勧奨について考えていただきたい。

本市説明概要

- ・5がん検診、子宮頸がん検診、胃がん検診の個別勧奨はがき等を送付しており、令和6年度の5がん検診個別勧奨はがきは、大阪市国民健康保険加入者、協会けんぽ被扶養者で40歳から69歳の近年未受診者の方を対象に、受診しない状態とならないように年齢層等を定めて個別勧奨を行っている。
- ・退職者に向けた個別勧奨ではなく、検診をしばらく受診されていない方が、継続して受診しない状態とならないよう、背中を押すような形での勧奨となっている。

- ・令和元年度から令和2年度にかけて、人が集まるということが難しい状況となったことなどから、受診者数が大きく減少した。これまでも実施している20歳全女性市民には子宮頸がん検診の無料クーポン、40歳全女性市民には乳がん検診の無料クーポンを配布する等既存の取り組みは継続しつつ、受診率向上の取組として令和6年度は、万博開催を契機としたがん検診受診率向上事業を実施しており、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を本登録いただき、一部の検診を除く大阪市がん検診を1つでも受診された方に、電子マネーに交換可能なアスマイルポイント1000円相当の付与や特定年齢の国民健康保険被保険者女性に対し乳がん検診の無料クーポン券も送付している。

また、この10月には「いっところがん検診ピンクリボンキャンペーン」を実施し、大阪城天守閣、天保山大観覧車、大阪市役所本庁舎前で、桜色にライトアップするなど啓発を行っている。

- ・退職年齢の方をターゲットにしていないわけではないが、退職されて生活が変わる方もたくさんいらっしゃると思うので、個別勧奨等は行っていないが、いただいたご意見を施策の中で参考にさせていただきたい。

## (2) 個別避難計画の作成について (項目番号2)

### 団体要望概要

- ・大阪市で作成済の個別避難計画は令和6年4月1日現在で15,395件とのことだが、計画作成の対象となる避難行動要支援者の人数は何名か教えてほしい。
- ・個別避難計画の作成における、優先順位の考え方を教えてほしい。
- ・大規模災害時の対応の際に近隣の自治体とお互いに助け合うような協定等が結ばれているのか、教えてほしい。
- ・今後も個別避難計画の策定を実効性のあるものとして取り組みを進めていっていただきたい。(意見のみ)

### 本市説明概要

- ・令和6年4月1日現在、避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者数は158,107人。
- ・本市では、各区において、地域の特性を踏まえて優先順位の基準を設定し、優先度の高い方から順に計画の作成を進めている。
- ・協定については、本日は回答を持ち合わせていない。

## (3) 介護現場における人手不足について (項目番号3)

### 団体要望概要

- ・被害者の中でも、一人暮らしの方で年末年始のヘルパーの確保が難しいケースや人手不足から訪問入浴の利用者の体調不良による計画変更に苦労するという実態がある。特に地域密着の小規模事業者は厳しい状況のため、今後も引き続き国への改善要望をお願いしたい。(意見のみ)
- ・市として廃止の事業所が多いことは把握できているのか。

- ・事業所からはどのような声があがっているのか。

#### 本市説明概要

- ・毎月の新規指定事業所数や廃止事業所数は把握している。廃止事業所は例年より多いが、新規開業も多いのでトータルの事業所数はそれほど減っていない状況。
- ・事業所の声については、指導業務に時間を要するため、じっくりと腰を据えてできていない状況であるが、一部の声では介護人材の減少は、給与だけの問題ではなく、職業として希望されないということであった。この問題については、国が「ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業」を実施予定としているところであるので、実施されたとなれば、市としてもしっかりと周知してまいる。

#### (4) 外国人人材の受入れについて（項目番号4）

##### 団体要望概要

- ・外国人人材の受入れに関する施設向けの研修をされているとのことだが、どのような内容か、また研修の感想などあれば教えてほしい。
- ・他の業種との人材の取り合いになっている面もある。物価高に伴う賃金上昇も介護業界は他と同じようには上がっていない状況もある。実施されている研修は施設向けだが、特に人材が不足している訪問介護は、外国人には施設に比べてハードルが高いのではないかと感じる。大阪市としてはどのように認識しているか。

##### 本市説明概要

- ・指定管理施設である「大阪市社会福祉研修・情報センター」で、令和4年度から、外国人介護人材を受け入れている施設向けに研修を実施している。令和4年度は講義形式により「やさしい日本語」セミナーを開催し、定員20名のところ15名の参加があった。令和5年度は「外国人の受入れに関する研修」として講演のほか実践報告や交流会を実施し、定員20名のところ12名の参加があった。令和5年度は実践報告や交流会等あり参加された方の満足度は高かったと聞いている。いずれも定員を満たしていないことから、こういった研修があることについて、情報発信に力をいれていきたい。
- ・外国人の介護人材は施設に多いがホームヘルプは、EPAなど限定される。事業所としても外国人は言葉の壁もあって大変という面があると聞く。

#### (5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（項目番号5）

##### 団体要望概要

- ・文書回答では、いわゆる要配慮者の基準について今後取り扱いを検討するとされているが、検討中の過程でもかまわないので詳細を教えてください。
- ・被害者の方からマイナ保険証に関する不安として、マイナンバーカードの電子証明書の期限と保険証の有効期限が一致していないため、本人はマイナ保険証が有効だと思って医療機関に持参したけれども、電子証明書の期限切れで使用できないことや、災害時等に電源が喪失してカードリーダーが使用できないことで、10割の請求がされることへの懸念等をお聞きしている。

- ・70才を超える被害者の方にはご理解いただけるか難しい内容に思える。
- ・高額療養費の限度額適用認定証の代わりにもなるとのことだが、複数の医療機関を受診した場合も適用されるのか。適用されない場合の還付申請は自分で行うのか。
- ・マイナ保険証への移行後も、引き続き必要な医療が円滑に受けられるように取り組んでいただきたい。(意見のみ)

#### 本市説明概要

- ・文書回答の後に、要配慮者の基準は各保険者の判断で定めるようにとの国からの通知があった。本市としては、被保険者には多様な事情があることから、一律に条件を設けて制限する必要はないと考えている。被保険者ご本人がマイナ保険証を利用することが難しい事情を個別にお聞きした上で、それぞれの事情を勘案して、資格確認書を発行することになる。なお、国民健康保険、後期高齢者医療制度とも、要配慮者として資格確認書の交付申請をいただいた方については、次年度以降は申請によらず資格確認書を発行できるようシステム改修を行っている。
- ・1点目の、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの問題に関しては、有効期限が切れた後も3ヶ月間はマイナ保険証としては利用できるので、その間に、国から保険者に提供される有効期限切れを迎えた方の情報に基づき、保険者が職権で資格確認書を交付することになっている。2点目の災害時等の停電の対応については、マイナ保険証の利用登録をされている方には、「資格情報のお知らせ」というA4の用紙を、申請によらず一律に交付するので、マイナンバーカードと併せて医療機関の窓口にお持ちいただいたら、停電時等のオンライン資格確認ができない状況であっても、保険診療を受けられるようになっている。これらの取り扱いについては、資格確認書、資格情報のお知らせを被保険者に送付する際に、同封ビラでできるだけ詳細に周知していく。
- ・マイナ保険証を利用した場合のメリットをしっかりと伝えるようにしている。例えば、マイナポータルで過去の処方薬や健診結果の情報を確認できたり、医療機関で情報を共有できる。また高額療養費の限度額適用認定証の手続きをしなくて済むといったもの。そのうえで11月からはマイナ保険証の登録解除も受付できるようになっているので判断してもらえたらよい。
- ・オンラインの情報はレセプト請求されて2ヶ月後くらいに反映されるので、複数の医療機関を受診した場合の高額療養費には対応していない。現在、70歳以上で国保だけの世帯の場合は一度だけ申請すれば次回からは自動償還される。今後は全ての年齢に広げていくためのシステム改修を進めている。

#### (6) 情報格差対策について(項目番号6)

##### 団体要望概要

- ・高齢者向けの取り組みを回答いただいているが、大阪市では障害者向けの講習などの取り組みを検討しているのかどうか教えていただきたい。大阪府では視覚障害の方を対象にした体験型のスマホ教室をしているし、大阪市視覚障害者福祉協会ではパソコンやスマホを使った視覚障害者の講習をしていることは把握している。

- ・高齢者向けでもだが、使い方を学ぶ機会を作ることも大切だが、そういう講習などを行っているということのデジタルに弱い対象者への情報発信についても、HPでの広報などだけでは届かないと感じるので、併せて広報をご一考いただきたい。(意見のみ)

#### 本市説明概要

- ・直接の担当ではないので今は具体的にお答えができない。確認後、回答する。

### (7) 高額障害福祉サービス等給付費支給決定通知書の再発行について(項目番号7)

#### 団体要望概要

- ・以前、償還事務センターに再発行を求めたところ、断られた。
- ・再発行に代わって必要な情報についての情報提供ができるよう検討していくという回答だが、具体的にどのように検討していただけるのか教えてほしい。

#### 本市説明概要

- ・支給決定通知書は、大阪市の決定内容を通知する文書なので、再発行はできない。
- ・代わるものとして、支給決定通知書の内容を網羅した情報提供をしていきたい。

### (8) 合理的配慮の提供について(項目番号8)

#### 団体要望概要

- ・法改正がされた一方で周知されていない実態がある。回答に SNS で広報しているとあるが SNS での広報とは、どういったものがあるのか。
- ・合理的配慮について、理解している人がまだまだ少ない状況だと思っている。障がい理解をするうえでも、合理的配慮を理解することは重要だと考えている。また、障がいのある人にも合理的配慮を知っておいてほしい。
- ・障がい者差別解消に向けて、取組情報の周知をもっと進めてほしい。

#### 本市説明概要

- ・SNSについては、福祉局が X(旧ツイッター)の公式アカウントを開設しているのでそこで発信している。本市の LINE 公式アカウントがあるので今後、そこでの広報についても検討していく。
- ・合理的配慮については、障がいのある人も含め、すべての方に知ってほしいと思っている。啓発物の作成のほか、担当職員が出向いて研修を行う出前講座等を実施している。
- ・障がい者差別解消に向けた取組が広く伝わるように、引き続き様々な手法で周知を行っていく。